⑷　施工実績　平成18年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績　片持架設工法により架設した最大支間長65m以上あるＰＣ箱桁橋（又は連続箱桁橋）の工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績　ＰＣ箱桁橋（又は連続箱桁橋）の工事

・求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。

・施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成18年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。

・施工実績が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関※が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

※公共工事発注機関とは、国、地方公共団体又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第２条第１項に定める法人をいう。以下同じ。

・特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑻　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価技術提案資料の提出を受け、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点から算出した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。また、提案が採用されなかった場合は、入札を辞退することができる。

総合評価技術提案資料に記載する内容の要件及び技術提案の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目で支払うことができない変更提案は不採用とする。

⑶　総合評価技術提案資料の記載に関する事項

①　技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できることが前提であり、過度なコスト負担を要する「過度な技術提案」と発注者が判断した場合には、「不採用」とする場合がある。

本工事における「過度な技術提案」の例としては、下記の事例を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案

・コンクリートの配合の変更及び混和剤の添加等が伴う材料の変更についての提案

・コンクリート表面保護工として含浸材などを塗布する提案

・ＰＣ鋼材や鉄筋・クラック防止シート等を追加配置する提案

・エポキシ鉄筋やステンレス筋などに変更する提案

・交通保安要員を追加配置する提案

・提出された資料で安全性が確認できない提案

・検討事項のみの提案（提出された資料で実施が確認できない提案）

②　技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は下記⑷２）に記載する「可」と評価する。

③　総合評価技術提案資料は以下の事項に留意し、文字サイズ10ポイント以上で簡潔かつ要領よく記述するものとする。

・下記⑷に記載する評価項目①～③に対する技術提案数は、それぞれ最大３提案までとする。

・評価項目毎にＡ４サイズ１ページ以内に収めるものとする。

なお、様式に従い技術提案の説明用資料を添付できる。

・１ページに記載できる行数は、最大42行とする。

・１つの技術提案の内容に関し記載できる行数は、最大２行とする。

・１行あたりに記載できる文字数は、最大48文字とする。

④　以下の場合は、該当する評価項目に関する全ての技術提案を不採用とする。

・技術提案数が３提案を超える場合

・１つの評価項目が１ページを超える場合

・１ページに記載された行数が、42行を超える場合

⑤　以下の場合は、該当する技術提案を不採用とする。

・１つの技術提案の内容に関し記載された行数が、２行を超える場合

・１行あたりに記載された文字数が、48文字を超える場合

⑥　以下の場合は、該当する技術提案を減点の対象とする場合がある。

・技術提案の内容に目的、実施する内容及び施工箇所が具体的に記載されていない場合

⑷　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、相対的に評価する。

１）評価項目

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　出来形及び品質管理に係る合理化や省力化に資する提案

社会的要請に関する事項

②　上部工施工時における第三者に対する安全対策に関する提案

③　維持管理性の向上に資する提案

評価項目②について、特記仕様書記載の「共通仕様書１―66工事中事故防止対策（安全に関する新技術）提案に関する事項」の定義に該当する事項の提案の場合は、加点対象とせず、受注後の提案から除外するので注意すること。

評価項目①～③の技術提案は履行義務が生じ、契約締結後において設計変更の対象とならないことに注意すること。

２）評価指標　共通仕様書、施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、下記の通り評価する。

優　標準案に比べ、非常に優れているもの。

良上　良に比べ、やや優れているもの。

良　標準案に比べ、優れているもの。

良下　良に比べ、やや劣っているもの。

可　標準案又は標準案と同等であるもの。